

公益財団法人医療機器センター附属医療機器産業研究所
研究協力費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人医療機器センター附属医療機器産業研究所運営規程第4条に関する医療機器産業研究所（以下、研究所）の研究活動の円滑な実施に協力・支援しようとする者からの研究協力費について必要な事項を定めることを目的とする。

(研究協力者)

第2条 本研究所の研究活動の円滑な実施に協力・支援しようとする者（以下、研究協力者）は、次の各号の一つに該当する者とする。

- (1) 企業
- (2) 前号以外の各種団体等

(研究協力費)

第3条 本研究所の研究協力費の額は、別途定めるものとする。

- 2 研究内容の拡充・変更、経済情勢の変動等が生じたときは、研究協力費の変更をすることができる。
- 3 研究協力費を変更する場合は、予め通知する。
- 4 研究協力費は年度中途からの参加の場合であっても同一とする。

(研究協力費の支払)

第4条 本研究所は、研究協力者からの「研究協力参加申込書」に基づき、研究協力費を請求するものとする。

- 2 研究協力者は、前項の請求に基づき、新規加入の場合は速やかに、また、継続の場合は研究協力期間終了日までに指定の銀行口座に振り込むものとする。

(期間)

第5条 研究協力の期間は、「研究協力参加申込書」が提出された日の翌月1日から起算して12ヶ月とする。但し、研究協力期間の終了1ヶ月前までに解除の申し出がない時は、翌年度も研究協力関係を自動的に継続する。

(解除)

第6条 研究協力の参加解除を希望する者は、その旨文書で解除希望日の1ヶ月前までに

本研究所あて通知するものとする。ただし、既納の研究協力費は返還されない。

2 本研究所は、本研究所に不利益を与えた者の参加を解除することができる。

(その他)

第7条 本研究所の研究協力費について、この規程に定めのない事項であって必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日より施行する。(公益財団法人へ移行のため。)

附則

この規定は、令和2年4月1日より施行する。

研究協力費

公益財団法人医療機器センター附属医療機器産業研究所研究協力費規程第3条に関する研究協力費の額は次のとおりとする。

区 分	
(1) 企業 ただし、複数の区分の組み合わせ等を可能とする。	A区分：615,000円 リサーチペーパー3冊／号配布、産業研究会3名／回参加等 B区分：410,000円 リサーチペーパー2冊／号配布、産業研究会2名／回参加等 C区分：205,000円 リサーチペーパー1冊／号配布、産業研究会1名／回参加等
(2) 前号以外の各種団体等	105,000円 リサーチペーパー1冊／号配布、産業研究会1名／回参加等

